

## 委員会の議論の状況（第 26 回～第 28 回）

## I. 地上デジタル放送の公共分野への利活用に関する委員会の議論

- 地上デジタル放送の双方向機能を活用して、医療分野など、テレビ番組を受信する以外にも受信機を使える環境を整備していただけないだろうか。そのために、もう少し開かれた場で地上デジタル放送の将来の可能性についての議論をするように努力していくべきではないか。【26】
- 教育現場での活用など、新たな通信・放送の融合のアプリケーションについて、ワンセグの防災だけでなく、もっと強力に取り組むべき。それが地デジのメリットを国民にも知らせる最大のパワーになる。【26】
- 地デジのメリットの紹介が十分なされていない。例えばワンセグでデータ放送とテレビを組み合わせていろいろな機能が使える。災害弱者にも活用できる。弱点となっていた電池の問題も解決したと思っている。【26】
- 地上デジタル放送の利活用について、これまで実証実験の成果などもかなり蓄積されている。条件不利地域では、地デジだけでなく、ブロードバンド、携帯電話、ラジオ、防災無線などを総合的に考えていく必要があり、これまでの実証実験の成果を一旦整理して提示していくことが必要。【26】
- 医療や教育分野などで利用できるような、アナログ放送ではなかった新しい機能が提供されるようになれば、地デジを推進するキラーアプリケーション、あるいはキラーコンテンツがどんどん提供されることになるだろう。そのために、もう少し地上波デジタルの仕様の公開を進め、研究会、勉強会で専門家の人がいろいろなアイデアを出せる場を提供していただきたい。【26】
- 保健・医療・福祉分野のモデル事業を北九州市で行っているが、パソコン付テレビが普及し、放送と通信の融合が実現する。こういった、双方向環境をユーザーがどう使いこなすかという生活情報家電という視点が必須。これは、日常生活のセーフティネットを形成する良いチャンスであり、同時にデジタル化が生活を豊かにする方向に結びつくものでないと意味がないので、国民のメディアリテラシーを高める努力が必要。さらには、通信と融合していく中で、コンテンツの信頼性管理やセキュリティ管理等を含めて総合的に検討し、生活を支え続ける 21 世紀の家電として普及拡大が図られれば良いと思う。【26】
- 能登半島地震ではデータ放送で余震情報や知りたい地域の震度情報を得られた。放送であれば、通信のトラフィックを混雑させず、高齢者でも簡単にリモコンで知りたい情報を得られるのがデジタルのメリット。だからこそ、国策で放送の高度化というのは、視聴者、国民の皆さんに役立ついただけると確信を持ったが、それとともに、無関心の人にどうやって伝えていくかを、国がどういう制度設計で強力なリーダーシップをとっていくのか。【27】

- 地震のときのワンセグとかデータ放送のところで、地震が起こった瞬間、気象庁からの情報が即時に、テレビのスーパーで出るのとほぼ同時に全データが一気に送られる。こういうことが習慣になって、デジタルならできることが、使うということは非常に意味があることではないか。【28】
- 基本情報を提供する地上波の役割、緊急災害報道等においては、データサービスも含めて、自治体との協力関係は欠かせない。そういう住民サービスとして有効活用をしていくという意味で、デジタル化は大変大きな意味があると思う。【27】
- 無関心な方々に地上デジタル放送をどう知っていただくかは大きな問題。札幌市のコンソーシアムでは、かなり小さな、実際の携帯につなげて緊急放送を受信できるところまでの、実用化一歩手前まで来ている状況。住民の方に実際に見ていただくと、地上デジタル放送というものがどう自分たちの身近なものになっていくのかということがわかる。こういうことを普及させていくことも重要。【27】

## Ⅱ. 周知広報に関する委員会の議論

### 1. 周知広報

- いろいろな機能を持っているという日本のシステムは世界に誇れるものである。それを十分使ってもらえるよう一生懸命宣伝していく必要がある。【26】
- 視聴者は知らないことがたくさんあるので、説明責任を果たし、視聴者が地デジが良いいね、と思えるような広報活動をお願いしたい。【26】
- 具体的な個々の人々のシチュエーションに分けて、いつ何を買えばいいのか、こういう機器が必要という情報を与えていくべき。【26】
- テレビを最後までどうしても買い換えなければいけないのか、という点について、最終的に残された選択肢は何なのかを含め周知をしていかなければいけない。【26】
- 地上放送は全国民に普及しているからこそ基幹のメディアとなっているのであり、エンドユーザーの買いかえ行動にも踏み込んで普及方策をやらなきゃならない。【26】
- 今後は、デジタル化に関心のある人ではなくて、全く無関心な視聴者にどれだけ理解や協力が得られるかという広報が大事。そのために、これまで以上に明確になぜデジタル化を行わなければいけないのかを打ち出す必要がある。  
これまで、放送サービスの高度化、産業の国際競争力の振興、世界のデジタル化の趨勢等が説明の中心に据えられてきた。しかし、テレビ電波を携帯などの通信のところに割り当てるという説明は比較的納得が得られやすいと考えており、これが地上デジタルを国策として進めている本来の理由である。今後は、携帯電話をはじめとする無線通信の急激な需要拡大に対応するため、テレビに割り当てられていた周波数を3分の2に減らして通信等に充てる、という説明をより前面に押し出すべき。【27】
- 受信機1億台の普及に向けて、メーカーとしてはやれる範囲のことを続けていくが、全国に確実にすべての情報を届けるというのは難しい。アナログの停波に向けて、具体的にどんなステップで、あるいはどんな順番で、どの地域からとかも含めてというロードマップを早く示していただきたい。【27】
- あまねく受信ができる環境をどう整えるかということに答えるため、早い方向性を見出して、国民、住民に情報をきちんと提供していただくことが必要。【27】
- アナログ放送停波に関する周知徹底。毎年、各都道府県組合が主催をして各地で消費者懇談会を実施している。その中の意見として、「今のテレビで満足している、デジタル化の必要性がもう一つ理解できない」、依然としてこのような意見を消費者の皆さんからちょうだいしている。「もっと高齢者にもわかるように周知してくれないか」、「生活保護世

帯等、資金力のない者への特例等をどうしてくれるのか」、「国の施策で進めるデジタル化について、受益者の負担で受信機を購入しなければならないのは理解できない」等、いろいろと意見が来ている。国の施策、将来に向かって電波の利用増加を考えた結果等を説明しているが、消費者は納得をしない。【28】

- 「放送業界、国はもちろんだが、公共施設での周知、教育現場でももっと教育してはどうか。」あるいは、「町内会、老人会等の草の根の周知が必要ではないか」という声が消費者からあった。【28】
- 一番大きな声があったのは、「デジタルチューナーの価格がわからない。」あるいは、「チューナーを買ってつけるだけでいいのか、アンテナも必要ではないか、アンテナの工事費等がわからない」、「チューナーは自分で買って取り付け可能なのか。」【28】
- 販売店向けに地デジ移行の本当のねらいをテキスト的に作成してはいかがか。【28】
- 今後、2011年にアナログ放送終了、デジタル放送完全移行をなし遂げるためには、最後の1世帯までという覚悟が必要で、残る4年余りの普及推進事業にはさらに精緻、的確であることが要求される。受信環境の整備、受信機器の普及については、国民の認知、理解、支持を得ることに尽きるが、そのためには、国民が今、デジタル化に向けてどういう反応をしているか、どういう姿勢をとっているか、この動向を正確に把握して、その課題を解決するという考え方が必要である。【28】
- 苦情は1万件を超えている。前年度に対して、3倍程度に増加をしている。苦情の大きなものは、費用負担に関するもの。それから、なぜアナログ放送を終了しなければならないのかという政策にかかわる苦情。それと、周知がまだまだ不徹底だ、わかりにくいといった大きな3つの柱に分けることができる。【28】
- 2011年アナログ放送終了・完全デジタル化の基本的な周知広報はまだまだ必要である。これは、国でなければできないことと認識をしており、普及促進のための予算措置等、さらに積極的に施策をお願いしたい。圧倒的に動向がつかめていない層が多い。未知、未検討、無関心などの方々を放置しておくことは、大きな困難、障害になると危惧している。【28】
- 受信機器や受信方法についてのきめ細かな情報提供と説明がさらに必要である。視聴者、消費者側にとって必要な情報・説明の種類、質、量をさらに再検証して、必要なものを適切なメディアを駆使して効率よく提供することを改めて考えなければならない。【28】

## 2. 相談体制

- 受信機の普及はきめ細かな相談を行ってほしい。【26】
- 2011年のアナログの停波は、5,000万世帯がターゲットになる大事業である。

2011年7月までにアナログ放送を終了させるというのであれば、早期にアナ変の対策を上回る制度整備や組織、体制整備が必要。具体的には、都道府県単位のデジタル放送対策センターというのが組織として必要。【27】

- 今度、総務省で縦系の相談窓口をつくったが、私どもこれから困りごと110番をやっている場合、縦系だけでは処理ができない問題がある。したがって、横の連携のとれる構築も検討してほしい。【28】
- 相談内容としては、どこで使えるのかという受信エリア、それから送信場所、チャンネル等の諸元、受信方法、この3つが大きく占めている。基本的な知識に合わせて、地域状況を熟知した対応が今後も必要かと思う。コールセンターだけですべての処理が行われるということではなくて、各段階での対応を強化していくことが必要かと思っている。【28】
- 受信相談対応の強化。周知広報、普及が進むに連れて相談件数が増加している。しかも、相談内容は多様化、地域分散化、個別具体化しており、受信相談の具体的な対応が今後の普及推進のかなめとなってくる。そういう意味で、受信相談への対応の強化、システム整備が急務であろう。総務省受信相談センター、地デジコールセンターをはじめ、Dpa、各放送局、メーカー各社、販売店、流通各社、自治体、それぞれにいろいろな形での問い合わせ等が入るわけで、それぞれが分担して役割を果たしていただきたいということと、その連携によって全体的な対応の効率をよくする。そのためのシステムを再確認、再開発しなければならないのではないか。【28】

### 3. 各主体の取組等

#### (1) 放送事業者

- 周知広報については、民放事業者としても意見の提案と、実施主体である立場に立って進めていきたい。【26】
- 民放事業者としては経験がなかった地域もあるかもしれないが、特に住民への周知・広報、あるいは住民へのサービス等を考えると、地方公共団体との連携・協力について、さらに民放事業者は努力をしていく必要がある。【27】

#### (2) メーカー

- デジタル放送一式を乗せた2トン車を全国に送り込んで、PRをして、デジタルの体験をしていただく。また、デジタルについての質問を受けるといった活動をしている。【27】

#### (3) 販売店（周知広報）

- お客様に正確かつ広範な情報をお伝えすることを基本としている。日々、お客様と直接会話ができて、情報を伝えるという意味で、販売店が大事な役割を果たすべきと認識している。機器の販売だけではなく、同時にいろいろな情報を伝えるということで、売り場にはあと何日という具体的な情報も掲示している。【28】

- まず自店のお客様にデジタルに切りかえる作業をしていかなければならない、そのために認知を高めるために、組織自前のチラシを200万部作成してまず自分のお客様を大事に、切りかえを促進している【28】

#### (4) 販売店（相談体制）

- 2005年夏から各店舗にデジタル相談カウンターを設け、地域や家庭ごとに受信環境が異なるということについて説明し、対応する体制をとっている。受信に係る技術的な質問特にアンテナ関係の質問が一番多い。アンテナ交換とは限らないが、追加したり、向きを変えたりとか、結果的に3割ないし5割程度のケースでアンテナへの対応をしている。あとは、テレビだけかえれば良いのか、レコーダーはどうすればいいのか、どんな番組が見られるのか、お金はどのくらい、特別なお金はかかるのかとか、チャンネルはそのままが良いのかという質問が多い。【28】

- 家電困りごとセンター「デジタル110番」の構築をしている。これは、少しでも前倒しをして間際に混乱を起こさないように、地域店としては社会的責務を果たすことに努力し、あわせて、事業にも生かしていこうということで進めている。

まずお客様で設置・接続等、困り事がありましたらご相談くださいということで、フリーダイヤルを設け、各都道府県の組合が受信し、組合員の中の技術者にお客様からの依頼事項を伝え、対応していただく。有料で対応することを原則に置いたシステムである。【28】

#### (5) D p a

- 普及促進の事業として、民放、NHKの協力により、テレビ放送での周知広報を充実させ、かなりの効果を上げたものと思っている。2011年7月24日までのカウントダウンというプロモーション展開。アナログ終了告知シールの受信機器への貼付。エリア情報や受信相談など視聴者対応の強化。各種のキャンペーンなどを実行した。

2006年12月1日の全国開局で、地上デジタル放送普及推進事業は大きな節目を越すことができた。アナログ放送時代からデジタル放送時代への境目を越えたと考えてよいものと認識している。【28】

- 放送各社のご協力を得てスポット対応等の準備も調った。今年の特徴は、直接視聴者に呼びかけよう、こちらから出ていくということで、全国キャラバンという企画がある。これは相談体制の強化等にも結びつくし、直接デジタル放送のメリットを見ていただくことも実現したい。それから、ホームページの充実、活用も有力なメディアと考えている。【28】

### Ⅲ. 中継局整備支援、辺地共聴施設改修に関する委員会の議論

#### 1. 共通

- 放送事業者としても市町村に情報を綿密に提供し、相談をしていきたい。放送事業者と市町村の道のりづくりに国も協力していただきたい。【26】
- 総合通信局の説明が市町村まで下りてこない。地方と密着に連絡をとるようにせよという通達を出してもらいたい。場合によっては、一定期間に限られてもよいので市町村でも担当のセクションを設けなさいと言ってもらいたい。【26】
- 中継局支援、共聴の対応は、全国あまねくという義務があるNHKにとってみれば、放送を全部あまねく届けることをベースの考え方として、これまでに果たしてきた責任と役割を今後4年間でNHKとしてきちんと果たしていくのが、基本的な考え方である。【27】
- 国の事業も、新しい対策費はついたが、事業費的に見るとまだまだ不十分。なおかつ、制度運用が全然実態と合っていない。どうしたら補助事業としてお金を有効に使って、地域に基盤を整備できるのかという観点から事業運用も考えていただきたい。本当に地方自治体、市町村を巻き込むのであれば、もっと現場に密着した情報公開と具体的な施策を早く打ち出せるようにしていただきたい。【27】

#### 2. 辺地共聴施設改修

- 地域によって取り組みに相当の差がある。市町村レベルを動かして、実態調査をしなければ取り残される地域が出る。【26】
- 受信点に対して、だれが責任を持って電波を届けるのかが決まっていない。どこに受信点があるのかを共聴施設の管理者が調査を行っているのが実態。そこに電波を届ける責務は、やはり放送事業者にあるべき。【26】
- 辺地共聴の交付金に関して、地方自治体が残りの事業費を全額負担しろ、ということであれば、地方自治体にとってはこれは無理といわざるを得ない。国及びNHKが責務を果たした上での協力は行うが、議論を深めてもらいたい。仮に事業主体を市町村にするのであれば、国が市町村に対して明確にその責務はあなたたちですよ、という説明をしっかりとやっていただきたい。【26】
- 共聴施設のデジタル化に取り組んでいて、市町村に対する説明会もやっているが、市町村の方もなかなかピンときていない。デジタル波がどこまで届くのかという情報も十分でないし、そもそもこれは市町村の役割なのかという意識もあり、支援制度を設けただけでは、なかなか進まないのではないかと。  
共聴施設をデジタル化するとなると、エリアに加え、どういう施設にするかという調査や、今の受信点で受信が確保できるのかという調査も必要だが、今回の支援措置の対象に

なっていない。

改修を行う業者に聞くと、4年間で平均的に取り組むとしても、調査、設計、施工という、かなりの手順が要るので、相当厳しいと言われている。最後の2010年に工事が集中して、結局間に合わなくなってしまうことが、今の段階では想定されている。

そういったことについて相談とか対策を中心になってやっていけるようなことを、国で何らかの形で考えていただきたい。そうしないと、市町村に最終的にお任せするとことになってしまい、なかなか進まないだろう。【27】

- 残り1%と言っている分母が、アナログのエリアカバレッジで見ている。辺地共聴施設など、アナログがエリアをカバーしてないところを含めて分母にすると、実は30万世帯だけではなく、もっとあるだろう、というのが全体の地方の声だと思う。それに対して方向づけを早く出さないと、手が打てない。【27】

### 3. 中継局整備支援

- 民放が自力建設でカバーできない残りの1%は非常に厳しい箇所であるが、今回、国の支援策が措置されたのは非常に意味があることだと思う。【26】
- 残りの1%は、時系列では最後に建設するはずの局であり、19年度限りの支援措置を有効に利用して建設するには、中継局ロードマップの見直しとともに、共建するNHKの理解が必要。また、市町村の理解を得る努力も必要。更に措置が必要だとしても、今回のスキームをどのぐらい、どういうふうに使って、なおかつそれで実現できないのはなぜかをきちんと把握していく必要がある。【26】
- 中継局の非自力の部分について、2007年度予算に予算措置が盛り込まれたが、これをいかに有効活用していくかを各地域で取り組んでいる。国の政策として実行されようとしていることに意味があり、2011年に向けて足がかりにしていきたい。【27】
- 中継局の交付金は絶対に活かして（現在99%のカバー率を）上にあげていく努力をしないといけない。【26】
- 中継局建設の予算が措置されたことについては非常に評価。19年度に整備できなかった箇所が残ったとしても、さらに措置が必要であるかどうかについて、議論の対象にはなるものと思っている。19年度に整備できなかった箇所について、20年度以降も引き続き支援が考えられるということも含めて、19年度予算の活用をしていきたい。【26】
- 中継局による（アナログ受信エリアの）100%カバーがいつ、どんな手段で実現できるのか早急に明白にする必要があるのではないか。【26】
- 中継局整備の最後の1%、0.5%の対応について明確化する必要がある。【26】
- 中継局ロードマップについて、エリア内で共聴、ケーブルとされた地域に対して、具体的に地元はまだ説明がされていないこともあるので、より細かく地元のほうに説明できる



ように、進行管理をお願いしたい。【26】

- 今回、ICT交付金という形になった以上、国や放送事業者は情報提供やいろいろな制度の緩和、例えば過疎計画の変更の簡略化、地財措置の徹底をお願いしたい。都道府県毎の地上デジタル推進協議会を通じて適切な指導をお願いしたい。【26】
- あまねく100%のところに行くことが絶対条件だと思うので、弱者の人や電波の届いていない人の負担が大きくなるようなことがないよう、弱者の人達に視点をおいた政策をやることによって、良い政策だと考えられるようになる。【26】
- 1つでも多くの中継局建設により1世帯でも多く地上波でどうやってカバーしていくかが基本。その上で、補完手段が有効であれば使うのだが、同時に、国の施策としてしかるべき予算や制度を検討をする必要がある時期に来ていると考えている。【27】